

## 定款第二一条 (1) 項並びに (2) 項についての細則

### 理事並びに監事の報酬基準

#### 一 理事の報酬

1. 理事の報酬の基準は常勤換算を原則とする。
2. 常勤換算基準は、勤務時間を一日当たり 8 時間、週勤務 4 日間をもって支給する。
3. 理事会等出席の日当手当支給は、報酬ではない。
4. 日当は職員旅費規程を勘案し、1 日あたり 5,000 円費用弁償する。ただし、常勤理事には支給しない。
5. 旅費等は職員旅費規程を準用する。
6. 常勤理事長の報酬は月額 50 万円以下とする。  
その他の常勤理事の報酬は 15 万円以下とする。

#### 二 監事の報酬

1. 監事の報酬の基準は年額で定める。
2. 理事会等出席の日当手当支給は、報酬ではない。
3. 日当は職員旅費規程を勘案し、1 日あたり 5,000 円費用弁償する。
4. 旅費等は職員旅費規程を準用する。
5. 監事の年報酬は、12 万円以下とする。

#### 三 定款第八条評議員の報酬基準

1. 評議員の報酬基準は年額で定める。
2. 評議員等出席の日当手当支給は、報酬ではない。
3. 日当は職員旅費規程を勘案し、1 日あたり 5,000 円費用弁償する。
4. 旅費等は職員旅費規程を準用する。
5. 評議員の年報酬は、6 万円以下とする。

附則 この報酬基準は、平成 28 月 12 月 7 日から適用する。